長 第 ６ ２ ６ 号
平成21年12月10日

各指定居宅サービス事業者
各指定介護予防ｻｰﾋﾞｽ事業者
各指定居宅介護支援事業者
各指定介護老人福祉施設開設者
各介護老人保健施設開設者
各指定介護療養型医療施設開設者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各老人福祉センター管理者
各生活支援ハウス管理者
各有料老人ホーム施設長
様

和歌山県福祉保健政策局長
（公印省略）

介護保険サービス施設・事業所が行う要介護者等の送迎輸送における運行管理体制の確保、事故防止の徹底及び送迎輸送の外部委託等の促進について

指定居宅サービス事業所及び老人福祉施設等に対しては、従来より、集団指導等を通じて、利用者の立場に立ったサービスの提供と「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に基づく適正な運営をお願いしてきたところですが、先般、県内の通所介護事業所による介護サービスの送迎中に、同乗していた3名の利用者がお亡くなりになるという重大事故が発生いたしました。

介護サービスにおいては、事業所の車両に利用者が同乗するというサービス形態が多く存在しており、常に交通事故の危険性が伴うことから、指定居宅サービス事業所及び老人福祉施設等の開設者及び管理者は、利用者の生命を預かっていることを再認識し、交通事故の発生防止など安全運行管理を徹底するとともに、関係法令等を遵守した適正な運営と介護サービスの質の向上に努めるようお願いいたします。

また、要介護者等の送迎輸送を行う施設介護事業者（デイサービス、ショートステイの事業者を含む。）は、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、運転協力者運転講習会など安全運転講習会への積極的な参加、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等の促進についても検討願います。

記

〈参考〉

○介護輸送に係る法的取扱いについて（平成18年9月国土交通省、厚生労働省）
http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigyo/jikayouyushoryokaku/legalmanagementofwelfaretransport.pdf

○訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。）が遵守すべき運行管理業務について（平成18年9月25日、国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigyo/jikayouyushoryokaku/burasagarilicense.pdf

○NPO等が行うボランティア輸送における運転協力者のための代替講習（平成19年5月、国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigyo/jikayouyushoryokaku/enshin-burasagari.pdf

担当　和歌山県 福祉保健部
長寿社会課 ｻｰﾋﾞｽ指導班
TEL 073-441-2527（直通）
FAX 073-441-2523